

平成 27 年

第 1 2 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

平成27年第12回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料1 赤穂市立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表
- 資料2 赤穂市立民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表
- 資料3 赤穂市立海洋科学館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対象表
- 資料4 赤穂市立美術工芸館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

赤穂市立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

| 現 行 規 則 | 改 正 規 則 |
|--|--|
| <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第7条に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。個人料金の100分の50減額</p> <p>(5) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。個人料金の100分の50減額</p> <p>(5) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p> |

赤穂市立民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

| 現 行 規 則 | 改 正 規 則 |
|--|--|
| <p>(入館料の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 〃 略</p> <p>(4) 〃 略</p> <p>(5) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）<u>第7条</u>に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 個人料金の100分の50減額</p> <p>(6) 〃 略</p> <p>(12)</p> | <p>(入館料の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 〃 略</p> <p>(4) 〃 略</p> <p>(5) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）<u>別表第5号</u>に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 個人料金の100分の50減額</p> <p>(6) 〃 略</p> <p>(12)</p> |

赤穂市立海洋科学館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

| 現 行 規 則 | 改 正 規 則 |
|--|--|
| <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条<u>第7条</u>に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 個人料金の100分の50減額</p> <p>(5) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 個人料金の100分の50減額</p> <p>(5) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p> |

赤穂市立美術工芸館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

| 現 行 規 則 | 改 正 規 則 |
|--|--|
| <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条 <u>に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 個人料金の100分の50減額</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、教育委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級若しくは2級の身体障害者又は療養手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 個人料金の100分の50減額</p> <p>(5) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p> |